

**神戸市中央卸売市場本場再整備事業
事業契約書別紙（案）**

平成 16 年 4 月 28 日

神戸市

別紙 1 日程表

基本設計図書の提出.....平成 年 月 日
実施設計図書の提出.....平成 年 月 日

以下、「埋立地棟及び配送センター棟施設」に関する日程

工事着工予定日.....平成 18 年 月 日
引渡予定日.....平成 20 年 3 月 31 日
維持管理開始予定日.....平成 20 年 4 月 1 日

以下、「関連事務所・事業所棟施設」に関する日程

工事着工予定日.....平成 年 月 日
引渡予定日.....平成 21 年 3 月 31 日
維持管理開始予定日.....平成 21 年 4 月 1 日
運営開始予定日.....平成 21 年 4 月 1 日

契約終了日（維持管理期間終了日）.....平成 46 年 3 月 31 日

別紙 2 着手時の提出図書

図面及び図書名	サイズ	部数	備考
実施工程表及び総合施工計画書			
総合計画予定表（発注、工場製作、搬入、施工図）			
総合図、施工図作成工程表			
請負契約書			
同上内訳明細書			
総合出来高予定表（請求額とその時期）			
着工前現況写真			
設計図書			
同上原図			
設計図書の縮小版			
同上原図			
官公庁申請届一覧表			
工事施工計画及び下請人等通知書			
現場代理人・主任技術者略歴書			
産業廃棄物処理計画書			
使用機器及び使用材料承認願			
確認申請通知及び許可書			
解体工事に要する費用等に関する書面			
工事カルテ			

提出時の体裁、部数等については、別途市の指示するところによる。

別紙 3 施工時の提出図書

図面及び図書名	サイズ	部数	備考
工事日報			
月間又は週間工程表			
施工計画・同要領書			
施工図			
機器制作図			
試験検査記録簿			
打合せ記録簿			
工事出来高調書			
設計変更等図面及び変更承認願			
使用機器及び使用材料承認願			
損害保険写し（火災・建築）			

提出の時期、体裁及び部数等については、別途市の指示するところによる。

別紙 4 事業者等が付保する保険等

1. 設計建設期間中の保険

(1) 建設工事保険

保険契約者 : []

保険の対象 : 新設施設の建設工事

保険期間 : 建設工事着工日を始期とし、引渡予定日を終期とする(平成 年月 ~ 平成 年 月 日予定)

保険金額(補償額): 請負代金額

補償する損害: 水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害

(2) 第三者賠償責任保険

保険契約者 : []

保険期間 : 建設工事着工日を始期とし、引渡予定日を終期とする(平成 年 月 ~ 平成 年 月 日予定)

てん補限度額(補償額): 対人: 1名あたり最大1億円、1事故あたり最大5億円

対物: 1事故あたり最大1億円

補償する損害: 工事に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

免責金額 : なし

2. 維持管理期間及び運営支援業務期間中の保険

事業者は、維持管理期間中、次の要件を満たす保険に加入し、又は加入させなければならない。なお、保険契約は1年ごとの更新でも認めることとする。

(1) 施設所有(管理)者賠償責任保険

保険契約者 : 事業者

被保険者 : 市、事業者、[]

保険期間 : 維持管理業務開始時から維持管理期間終了時までとする(平成20年4月~平成46年3月末予定)。(毎年度更新する。)

てん補限度額(補償額): 対人: 1名あたり最大2千万円、1事故あたり最大2億円

対物: 1事故あたり最大1千万円

補償する損害: 本件施設の所有、使用又もしくは管理及び本件施設内での事業遂行に

伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

免責金額 : なし

交叉責任担保追加特約を付帯すること。

事業者は、上記の保険契約が締結されたときは、その保険証券を遅延なく市に提示するものとする。

事業者は、市の承諾なく保険契約及び保険金額の変更若しくは解約をし、又はさせることができない。

別紙 5 竣工に伴う提出図書

提出書類等	サイズ及び形状	部数		
竣工図				
施工図				
工事中写真				
竣工写真（建築写真専門家による）				
竣工引渡書類一覧				
取扱説明書				
工事中の試験記録、性能表				
協力業者リスト				
使用材料並びに品番				
官公庁提出書類及び許可・完了・検査済証等				
完成届				
請求書				
公有財産受渡書				
引渡書				

別紙 6 不可抗力による損害及び追加費用の負担割合

1 設計・建設期間

設計・建設期間中に不可抗力が生じ、損害及び追加費用が発生した場合、損害及び追加費用額が設計建設期間中に累計で設計・建設費相当の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、不可抗力により事業者の負担部分を越える額の保険金が支払われる場合、当該保険金額相当額は追加費用額から控除する。

2 維持管理期間

維持管理期間中に不可抗力が生じ、損害及び追加費用が発生した場合、損害及び追加費用額が一事業年度につき累計で一年間の維持管理費相当額（ただし、第 4 条による改定を考慮した金額とする。）の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、事業者の負担部分を越える額の不可抗力により保険金が支払われる場合、当該保険金額相当額は追加費用額から控除する。

別紙 7 保証書の様式

神戸市長 様

保証書(案)

[建設者](以下「保証人」という。)は、神戸市中央卸売市場本場再整備事業(以下「本件事業」という。)に関連して、事業者が神戸市(以下「市」という。)との間で締結した平成 年 月 日付け事業契約に基づいて、事業者が市に対して負担するこの保証書の第1条の債務を事業者と連帯して保証する(以下「本保証」という。)。なお、本保証において用いられる用語は、本保証において特に定義された場合を除き、事業契約において定められるのと同様の意味を有するものとする。

(保証)

第1条 保証人は、事業契約第[]条第 項に基づく事業者の市に対する債務(以下「主債務」という。)を保証する。

(通知義務)

第2条 市は、工期の変更、延長、工事の中止その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合、遅滞なく当該事項を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

(履行の請求)

- 第3条 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、市が別途定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
- 2 保証人は、前項に規定する保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。市及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議の上、決定するものとする。
- 3 保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

(求償権の行使)

第4条 保証人は、事業契約に基づく事業者の債務が全て履行されるまで、保証人が本保

証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。

(終了及び解約)

第 5 条 保証人は、本保証を解約することができない。

2 本保証は、事業契約に基づく事業者の債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。

(管轄裁判所)

第 6 条 本保証に関する訴訟、和解及び調停に関しては、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(準拠法)

第 7 条 本保証は、日本法に準拠するものとし、これによって解釈されるものとする。

以上の証として本保証書が 2 部作成され、保証人はこれに署名し、1 部を市に差し入れ、1 部を自ら保有する。

平成 [] 年 [] 月 [] 日

保証人

別紙 8 サービス購入費の金額と支払スケジュール

1 サービス購入費の支払方法等

(1) サービス購入費の構成

事業期間中、市が事業者を支払うサービス購入費は、設計・建設にかかる対価（以下「設計・建設費」という。）と維持管理にかかる対価（以下「維持管理費」という。）及び運営にかかる対価（以下「運営費」という。）で構成される。

設計・建設費

ア 設計・建設費の費用構成

事業者は、本事業の設計・建設に要する費用に対して、毎年度市に補助金申請を行う。市は、事業者からの補助申請を受け、採択分については当該年度に一時金（以下「補助金」という。）として事業者を支払う。なお、補助金のうち 105 分の 5 は消費税相当分となる。

設計・建設費は、補助金、設計・建設に必要な一切の費用から補助金を控除した費用（以下「割賦元本」という。）及び割賦元本を市が割賦で支払うことによって必要な割賦金利（以下「割賦金利」という。）からなるものとする。（以下「割賦元本」と「割賦金利」を合計した金額を「割賦代金」という。）

補助金の支払可否・支払額については、毎年確定するものとし、申請額に対して交付額が減少した場合や交付されなかった場合、事業者は自ら資金調達を行い設計・建設に充てるものとする。市はこのことにより事業者に発生する損害（融資額の変更に伴い金融機関に支払う違約金等）を負担しない。

表 8-1 設計・建設費の費用構成

設計・建設費	設計・建設に必要な 一切の費用	補助金 (消費税込み)	補助金 (消費税込み)
		割賦元本	割賦代金
割賦金利	割賦金利		
消費税	消費税	消費税	消費税

割賦元本にかかる消費税

割賦金利の算定にあたっては、元利均等支払を前提とする支払金利（＝基準金利＋事業者提案のspread）によって算出する。（割賦金利の改定については、別紙 9 を参照のこと）

イ 割賦元本の確定方法

表 7-1 に示す割賦元本の構成費目のうち、不動産取得税及び補助金の額は事業契約の締結日には不確定である。よって、本事業では以下の考え方に基づき、割賦元本の金額を確定するものとする。

1) 不動産取得税の確定方法

埋立地棟及び配送センター棟施設に係る不動産取得税は、実際の課税額をもって確定額とする。関連事業所・事務所棟施設に係る不動産取得税は、関連事業所・事務所棟施設の引渡し日である平成 21 年 3 月 31 日時点での見込みの不動産取得税の額をもって確定額とする。

2) 補助金の確定方法

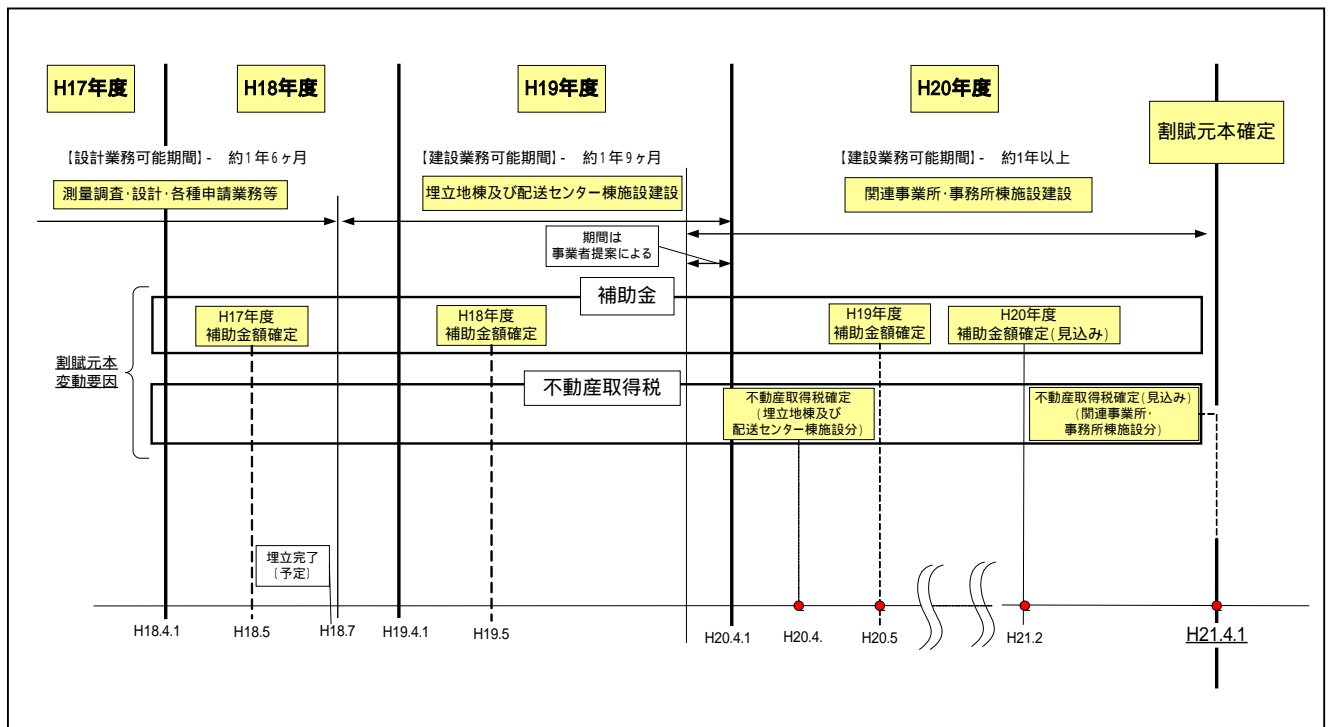
設計に係る補助金は平成 17 年度における国の補助金確定額を、埋立地棟及び配送センター棟施設の建設に係る補助金は、平成 18 年度及び平成 19 年度のそれぞれにおける国の補助金確定額の合計をもって確定額とする。関連事業所・事務所棟施設の建設に係る補助金は、平成 20 年度における市から事業者への補助金支払額をもって確定額とする。

割賦元本の確定スケジュールの概要を図 8-1 に示す。

ウ 割賦元本の確定時期

割賦元本の確定時期は、市への新施設設全ての引渡しの完了後である、平成 21 年 4 月 1 日とする。

図 8-1 割賦元本確定スケジュール



維持管理費

維持管理費は、別紙 9 に示す改定がない限り、毎支払時同額が支払われる「固定維持管理費」と、廃棄物搬出量によって変動する「変動維持管理費」からなる。ここで、廃棄物処理手続業務に係る維持管理費以外の費用は、全て「固定維持管理費」に含まれる。

廃棄物処理手続業務に係る維持管理費に関して「廃棄物処理手続業務のうち、固定費」と「廃棄物処理手続業務のうち、変動費」に区分すると、その内訳は以下のとおりとなる。

ア「廃棄物処理手続業務のうち、固定費」

「廃棄物処理手続業務のうち、固定費」とは、事業者が実施する「マニフェストの発行事務代行業務」「三者契約に基づく廃棄物処理業務の履行に対する管理業務」及び「廃棄物処理対価の支払い代行業務」の各業務に対して、市が事業者を支払う対価からなる。

イ「廃棄物処理手続業務のうち、変動費」

「廃棄物処理手続業務のうち、変動費」とは、「廃棄物処理対価の支払い代行業務」において「事業者が支払いを代行する金額」をいう。「事業者が支払いを代行する金額」は、発泡スチロールの溶融及び段ボールの梱包に要する「処分業務費」と、可燃ゴミ等の搬出等に要する「搬出業務費」の合計からなる。

1)「処分業務費」

「処分業務費」は、廃棄物処分量によらず、毎支払時同額が支払われるものとする。ただし、溶融した発泡スチロール及び梱包した段ボールの処分もしくは有効利用に伴う収益・費用は事業者又は処分業者に帰するものとし、費用が必要と想定される場合であっても、当該業務費には含まれないものとする。

2)「搬出業務費」

「搬出業務費」は、事業者の提案単価に基づき、次頁に示す式に従って、毎支払時支払われるものとする。

搬出業務費の算定式

「搬出業務費」

= 「一般廃棄物搬出業務費」 + 「産業廃棄物搬出業務費」

= 当該期の市クリーンセンターへの搬出実績 (t) × 一般廃棄物搬出業務単価A (円/t) - a)
+ 当該期の全産業廃棄物搬出実績 (t) × 産業廃棄物搬出業務加重平均単価B (円/t) - b)

a) 「一般廃棄物搬出業務単価 A (円/t)」

= 一般廃棄物運搬手数料単価 A1 + 市クリーンセンター手数料単価

b) 「産業廃棄物搬出業務加重平均単価 B (円/t)」

= ((産業廃棄物運搬手数料単価B_{1n} + 産業廃棄物処理施設手数料単価B_{2n}) × 当該期の産業
廃棄物_nの搬出実績) / 当該期の全産業廃棄物搬出実績

(n = 搬出される各種産業廃棄物：金属類、プラスチック類、ビン類、ペットボトル、その他不燃)

・ 当該期の市クリーンセンターへの搬出実績 (t)

：当該期に市クリーンセンターで発行される伝票を集計したもの。

・ 一般廃棄物運搬手数料単価 A1 (円/t)

：生ゴミ、可燃ゴミ及び木屑類（パレット含む）の共通運搬手数料単価

事業者提案

・ 市クリーンセンター手数料単価 (円/t)

：当該期に市が定める手数料単価を適用する。

・ 当該期の全産業廃棄物搬出実績 (t)

：当該期に搬出される全ての産業廃棄物搬出量であり、搬出業者が場内において確実に計測するものとする。

・ 産業廃棄物運搬手数料単価B_{1n} (円/t)

事業者提案

・ 産業廃棄物処理施設手数料単価B_{2n} (円/t)

事業者提案

ただし、産業廃棄物の有効利用に伴う収益・費用は事業者又は搬出業者に帰するものとし、費用が必要と想定される場合であっても、当該業務費には含まれないものとする。

表 8-2 事業者の提案単価一覧

	提案単価	備 考
提案	一般廃棄物運搬手数料単価 A1	一般廃棄物の種類に依らない共通単価
提案	産業廃棄物運搬手数料単価 B1 _n	各種産業廃棄物ごとの単価
提案	産業廃棄物 _n の処理施設手数料単価 B2 _n	同上

運営費

運営費は「市場 PR 業務に係る運営業務費のうちの運営費」であり、別紙 9 に示す改定がない限り、毎支払時同額が支払われるものとする。

なお、「運営業務費」とは、事業者が実施する「市場 PR 業務」に要する維持管理・運営費の合計のことをいう。

設計・建設費、維持管理費、運営費に含まれる費用項目は次頁に示す表 7-3 のとおり。

表 8-3 サービス購入費に含まれる費用項目

		区分	内容	構成	支払分類		
落札金額	入札金額	設計・建設費	設計・建設に必要な 一切の費用	測量・調査費	補助金	補助金	
				設計費		補助金	補助金
		設計・建設費	設計・建設に必要な 一切の費用	建設費	補助金		補助金
				工事監理費		補助金	
		設計・建設費	設計・建設に必要な 一切の費用	備品費	補助金		補助金
				申請手続事務費		補助金	
		設計・建設費	設計・建設に必要な 一切の費用	建設中金利	補助金		補助金
				不動産取得税		補助金	
		設計・建設費	設計・建設に必要な 一切の費用	割賦金利	補助金		補助金
				割賦払いの金利		補助金	補助金
維持管理費	維持管理費	固定分	建築物保守管理費	固定維持管理費	固定維持管理費		
			建築設備保守管理費			固定維持管理費	固定維持管理費
			外構施設保守管理費				
清掃費	固定維持管理費	固定維持管理費					
廃棄物処理手続業務のうち、固定費			固定維持管理費	固定維持管理費			
環境衛生管理費					固定維持管理費	固定維持管理費	
修繕費（ ）	固定維持管理費	固定維持管理費					
植栽維持管理費			固定維持管理費	固定維持管理費			
運營業務費のうち維持管理費					固定維持管理費	固定維持管理費	
維持管理費	維持管理費	変動分					変動維持管理費
		廃棄物処理手続業務のうち変動費	変動維持管理費	変動維持管理費			
運営費	市場 PR 施設運營業務	運營業務費のうち、運営費		運営費	運営費		
	消費税	消費税	消費税	消費税	消費税		
	消費税	消費税	消費税	消費税	消費税		
	消費税	消費税	消費税	消費税	消費税		

- ・ 消費税 : 割賦元本にかかる消費税
- ・ 消費税 : 維持管理費にかかる消費税
- ・ 消費税 : 運営費にかかる消費税

要求水準書に示す事業者の業務範囲となる修繕業務に係る費用
(運營業務費は、運営費と維持管理費からなる)

(2) 支払方法

市は、事業者に対し設計・建設費、維持管理費、運営費を、本契約の規定に基づき支払うものとする。

支払方法

ア 設計・建設費の支払方法

補助金について、事業者は「卸売市場施設整備費補助金交付要綱」に従い、市に補助金申請を行う。採択が決定された場合、市は事業者に当該補助を補助金として支払う。

割賦代金は、表 7-4 に示すアからオに従い、年 3 回に分けて支払われるものとする。(適用割賦金利については、別紙 9 に示す。)

表 8-4 割賦代金の支払スケジュール

期間	新設施設（下記の全施設） 埋立地棟及び配送センター棟施設 ：平成 20 年 3 月竣工予定 関連事業所・事務所棟施設 ：平成 21 年 3 月竣工予定	適用 割賦金利
ア：平成 21 年 4 月～ 平成 26 年 3 月	当該元本を 25 年間で元利均等返済する額	
イ：平成 26 年 4 月～ 平成 31 年 3 月	当該元本残高を 20 年間で元利均等返済する額	
ウ：平成 31 年 4 月～ 平成 36 年 3 月	当該元本残高を 15 年間で元利均等返済する額	
エ：平成 36 年 4 月～ 平成 41 年 3 月	当該元本残高を 10 年間で元利均等返済する額	
オ：平成 41 年 4 月～ 平成 46 年 3 月	当該元本残高を 5 年間で元利均等返済する額	

割賦代金の支払いは、新設施設全体としての竣工日である、関連事業所・事務所棟施設の竣工日以降とする。平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月までは、市は事業者に対して係る期間の維持管理費のみを支払う。

イ 維持管理費の支払方法

市は、別紙 10 に示すモニタリング結果を踏まえた上で、固定維持管理費と当該支払期の変動維持管理費を合計した金額を年 3 回に分けて支払うものとする。

また、年 3 回の支払いとは、維持管理期間における各年度を以下の三期に分け、当該期間毎の業務に対する対価として支払うものとする。

表 8-5 各年度における支払対象期の区分

期区分	当該期間
第一期	4月1日～7月31日
第二期	8月1日～11月30日
第三期	12月1日～3月31日

ウ 運営費の支払方法

市は、別紙 10 に示すモニタリング結果を踏まえた上で、運営費を年 3 回に分けて支払うものとする。その他、支払方法に関しては、維持管理費と同様とする。

支払手続

ア 設計・建設費の支払手続

1) 第 1 回目の対価の支払い

事業者は、割賦元本確定後、速やかに第 1 回目の割賦代金の請求書を提出する。

市は、事業者の市に対する請求書が、市により適法に受理された日から 30 日以内に事業者に対して割賦代金のうち表 7-6 に定める額を事業者に支払う。

ただし、埋立地棟及び配送センター棟施設の引渡しが遅延した場合には、各年度の支払額及び支払時期について見直しを行う。

また、関連事業所・事務所棟施設についても、同様の手順を経て支払を受けるものとする。

2) 第 2 回目以降の対価の支払い

年 3 回の支払いのうち、市は、各年度の第 2 回目及び第 3 回目の支払いに関しては、それぞれ 8 月 1 日、12 月 1 日から 30 日以内に、事業者の市に対する請求書が、市により適法に受理された日から 30 日以内に事業者に対して割賦代金のうち表 8-6 に定める額を事業者に支払う。なお、各年度の割賦代金を年 3 回に分けて支払うことによって生じる端数に関しては第 3 回目の支払時において支払う。

また、翌年度以降の第 1 回目の対価の支払いに対する請求に関して、事業者は前年度 3 月 31 日までに市に対して請求書を提出するものとする。

イ 維持管理費の支払手続

事業者は、市からの別紙 10 に示すモニタリング結果の通知を受理したうえで、当該支払対象期の固定維持管理費と、市クリーンセンターへの一般廃棄物の搬出実績及び、各処理施設への産業廃棄物の搬出実績に基づく変動維持管理費との合計による請求書を作成し、市に提出する。なお、その際に事業者は「ゴミ搬出日計表」と市クリーンセンターより交付される伝票、廃棄物処理手続業務に係るマニフェスト、及び処理施設より受ける領収書を添付する。

事業者の市に対する請求書が、市により適法に受理された日から 30 日以内に事業者に対して維持管理費を支払う。なお、各年度の固定維持管理費を年 3 回に分けて支払うことによって生じる端数に関しては第三期の支払時において支払う。

また、第三期の維持管理業務に係る対価の支払いに対する請求に関して、事業者は前年度 3 月 31 日までに市に対して請求書を提出するものとする。

ウ 運営費の支払手続き

事業者は、当該支払対象期終了の翌営業日から、7 日以内に運営業務実績報告書を市に提出する。提出された運営業務実績報告書を元に、市がモニタリングを実施し、結果を事業者に通知する。通知を受けた事業者は速やかに請求書を市に提出し、市により適法に受理された日から 30 日以内に事業者に対して運営費を支払う。なお、各年度の運営費を年 3 回に分けて支払うことによって生じる端数に関しては第三期の支払時において支払う。

また、第三期の運営業務に係る対価の支払いに対する請求に関して、事業者は前年度 3 月 31 日までに市に対して請求書を提出するものとする。

表8-6 各年のサービス購入費の支払金額

契約金額	_____	円 ¹	
1：本別紙の金額は金利変動・物価変動・廃棄物搬出量・モニタリング等に基づいて変動するものとする。			
・割賦代金合計	_____	円	
内、割賦元本	_____	円	
内、消費税及び地方消費税	_____	円	
内、割賦金利	_____	円	
・維持管理費・運営費合計	_____	円	
内、固定費	_____	円	
内、変動費	_____	円	
	(一般廃棄物運搬手数料単価 A1)		_____ (円 / t)
	(産業廃棄物搬出業務加重平均単価 B)		_____ (円 / t)
内、消費税及び地方消費税	_____	円	

割賦代金の支払スケジュール

(単位：円)

年度	支払い方法	割賦元本	割賦金利	消費税
平成21年度	第1回目 支払い			
	第2回目 支払い			
	第3回目 支払い			
	合計			

年度	支払い 方法	割賦元本	割賦金利	消費税
平成22 年度	第1回目 支払い			
	第2回目 支払い			
	第3回目 支払い			
	合計			

年度	支払い 方法	割賦元本	割賦金利	消費税
平成23 年度	第1回目 支払い			
	第2回目 支払い			
	第3回目 支払い			
	合計			

年度	支払い 方法	割賦元本	割賦金利	消費税
平成24 年度	第1回目 支払い			
	第2回目 支払い			
	第3回目 支払い			
	合計			

年度	支払い 方法	割賦元本	割賦金利	消費税
平成25 年度	第1回目 支払い			
	第2回目 支払い			
	第3回目 支払い			
	合計			

年度	支払い 方法	割賦元本	割賦金利	消費税
平成26 年度	第1回目 支払い			
	第2回目 支払い			
	第3回目 支払い			
	合計			

年度	支払い 方法	割賦元本	割賦金利	消費税
平成27 年度	第1回目 支払い			
	第2回目 支払い			
	第3回目 支払い			
	合計			

年度	支払い 方法	割賦元本	割賦金利	消費税
平成28 年度	第1回目 支払い			
	第2回目 支払い			
	第3回目 支払い			
	合計			

年度	支払い 方法	割賦元本	割賦金利	消費税
平成29 年度	第1回目 支払い			
	第2回目 支払い			
	第3回目 支払い			
	合計			

年度	支払い 方法	割賦元本	割賦金利	消費税
平成30 年度	第1回目 支払い			
	第2回目 支払い			
	第3回目 支払い			
	合計			

年度	支払い 方法	割賦元本	割賦金利	消費税
平成31 年度	第1回目 支払い			
	第2回目 支払い			
	第3回目 支払い			
	合計			

年度	支払い 方法	割賦元本	割賦金利	消費税
平成32 年度	第1回目 支払い			
	第2回目 支払い			
	第3回目 支払い			
	合計			

年度	支払い 方法	割賦元本	割賦金利	消費税
平成33 年度	第1回目 支払い			
	第2回目 支払い			
	第3回目 支払い			
	合計			

年度	支払い 方法	割賦元本	割賦金利	消費税
平成34 年度	第1回目 支払い			
	第2回目 支払い			
	第3回目 支払い			
	合計			

年度	支払い 方法	割賦元本	割賦金利	消費税
平成35 年度	第1回目 支払い			
	第2回目 支払い			
	第3回目 支払い			
	合計			

年度	支払い 方法	割賦元本	割賦金利	消費税
平成36 年度	第1回目 支払い			
	第2回目 支払い			
	第3回目 支払い			
	合計			

年度	支払い 方法	割賦元本	割賦金利	消費税
平成37 年度	第1回目 支払い			
	第2回目 支払い			
	第3回目 支払い			
	合計			

年度	支払い 方法	割賦元本	割賦金利	消費税
平成38 年度	第1回目 支払い			
	第2回目 支払い			
	第3回目 支払い			
	合計			

年度	支払い 方法	割賦元本	割賦金利	消費税
平成39 年度	第1回目 支払い			
	第2回目 支払い			
	第3回目 支払い			
	合計			

年度	支払い 方法	割賦元本	割賦金利	消費税
平成40 年度	第1回目 支払い			
	第2回目 支払い			
	第3回目 支払い			
	合計			

年度	支払い 方法	割賦元本	割賦金利	消費税
平成41 年度	第1回目 支払い			
	第2回目 支払い			
	第3回目 支払い			
	合計			

年度	支払い 方法	割賦元本	割賦金利	消費税
平成42 年度	第1回目 支払い			
	第2回目 支払い			
	第3回目 支払い			
	合計			

年度	支払い 方法	割賦元本	割賦金利	消費税
平成43 年度	第1回目 支払い			
	第2回目 支払い			
	第3回目 支払い			
	合計			

年度	支払い 方法	割賦元本	割賦金利	消費税
平成44 年度	第1回目 支払い			
	第2回目 支払い			
	第3回目 支払い			
	合計			

年度	支払い 方法	割賦元本	割賦金利	消費税
平成45 年度	第1回目 支払い			
	第2回目 支払い			
	第3回目 支払い			
	合計			

別紙9 サービス購入費の支払額の改定

1. 割賦金利の改定について

基準金利は、次に示す各期間の基準金利決定日の午前10時現在の東京スワップレファレンスレート（TSR）としてテレレート17143ページに表示されている6ヶ月LIBORベース5年物（円/円）金利スワップレートとする。

適用割賦金利は当該期の基準金利に事業者の提案によるスプレッド[%]を合計したものをを用いる。

期間	適用 割賦金利	基準金利決定日
ア：平成21年4月～ 平成26年3月		関連事業所・事務所棟施設の引渡日の 2営業日前
イ：平成26年4月～ 平成31年3月		平成25年10月1日（ ）
ウ：平成31年4月～ 平成36年3月		平成30年10月1日（ ）
エ：平成36年4月～ 平成41年3月		平成35年10月1日（ ）
オ：平成41年4月～ 平成46年3月		平成40年10月1日（ ）

上記に示す基準金利決定日が土日祝日の場合、翌営業日とする。

2. 維持管理費・運営費の支払額の改定について

(1) 物価変動に基づく改定

改定の手順は、次のとおりとする。

事業初年度（維持管理開始年度）の支払に際しては、契約日の属する月と維持管理開始日・運営開始日の属する月の2ヶ月前の月の価格指数比、

過去に対価の改定が行われていない場合の支払に際しては、当該支払の対象となる事業年度の前年度の8月と契約日の属する月との価格指数比、

過去に対価の改定が行われている場合の支払に際しては、当該支払の対象となる事業年度の前年度の8月と前回の対価の改定の基礎となった月との価格指数比、

を算出する。

改定率（価格指数比から1を控除した率とする）の絶対値が3.0%以下であった場合には、物価変動に基づく改定を行わないものとする。一方、改定率の絶対値が3.0%を超える場合には、維持管理費・運営費に価格指数比を乗じて支払額を確定する。

また、t年度の改定率が3%以下で、t+1年度の改定率が3%を超えた場合、t+1年度の改定率算出にあたってt年度の改定率は0%とし、t+1年度の改定率のみを使用して算出する。

価格指数比の取扱い

事業初年度に供用開始している部分（主に埋立地棟及び配送センター棟施設）と、それ以外については、各々に該当する維持管理費を対象に、支払額の改定を行う。

価格指数比に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

改定の頻度等

改定の頻度は、毎事業年度中に1回とし、毎事業年度10月に当該年度8月の指数が公表された時点で、翌事業年度に適用する。

適用するインデックスについて

維持管理費、運営費のそれぞれに適用するインデックスは以下の通りである。

費用区分	使用するインデックス
固定維持管理費	企業向けサービス価格指数(月報)(日本銀行調査統計局) 「建物サービス」
変動維持管理費 (うち、一般廃棄物運搬手数料A1及び 産業廃棄物搬出業務加重平均単価B)	同 「産業廃棄物処理」
運営費	同 「労働者派遣サービス」

また、それらのインデックスによる改定率及び支払対価の計算方法については以下に示す。

<改定率及び支払対価の計算方法>

$$p_1 = p_0 \times (\text{CSPI}_1 / \text{CSPI}_0)$$

ただし、 $|(\text{CSPI}_1 / \text{CSPI}_0) - 1 | > 3.0\%$

$$p_n = p_0 \times (\text{CSPI}_{n-1} / \text{CSPI}_0)$$

ただし、 $| (\text{CSPI}_{n-1} / \text{CSPI}_0) - 1 | > 3.0\%$

$$p_n = p_r \times (\text{CSPI}_{n-1} / \text{CSPI}_r)$$

ただし、 $| (\text{CSPI}_{n-1} / \text{CSPI}_r) - 1 | > 3.0\%$

p_0 : 契約書に記載されている維持管理費・運営費

p_1 : 事業初年度の対価として支払われる物価変動反映後の維持管理費・運営費

p_n : 事業年度 n 年度の対価として支払われる物価変動反映後の維持管理費・運営費

p_r : 前回対価改定となった維持管理費・運営費

CSPI_0 : 契約日の属する月の企業向けサービス価格指数

CSPI_1 : 維持管理開始日の属する月の2ヶ月前の月の企業向けサービス価格指数

CSPI_{n-1} : 事業年度 $n-1$ 年度8月の企業向けサービス価格指数

CSPI_r : 前回対価改定の基礎となった月の企業向けサービス価格指数

CSPI（企業向けサービス価格指数）：Corporate Service Price Index

（物価指数月報：日本銀行調査統計局による）

（2）変動維持管理費の改定

変動維持管理費のうち「搬出業務費」に関して、維持管理業務の開始年度から5年ごとに、市は事業者と協議を行うものとする。その時点で、各種産業廃棄物搬出量、又は産業廃棄物運搬手数料単価 B_{1n} 、又は産業廃棄物処理施設手数料単価 B_{2n} が、事業者の事前の想定と著しく乖離していると認められる場合、市は事業者と協議の上、当該費用の改定を行うことがある。

別紙10 サービス購入費の減額の基準と方法

維持管理・運営に関するモニタリング及び維持管理・運営の不履行に対する対価の減額等の手続は、以下のとおりとする。

なお、維持管理・運営の不履行に対しては、対価の減額等の措置のほか、業務に関する指導等を随時行う。

1 モニタリングの方法

(1)モニタリング実施計画書の作成

事業者は、契約締結後、本別紙に示された内容及び入札時提案事項を踏まえ、以下の項目の詳細について市と協議し、モニタリング実施計画書を作成し、市の承諾を得る。

- ・ モニタリング時期
- ・ モニタリング内容
- ・ モニタリング体制
- ・ モニタリング手続
- ・ モニタリング様式

(2)モニタリングの実施

市は、自己の費用負担において、事業期間中、維持管理・運営に関する以下のモニタリングを行う。

定期モニタリング

市は、月1回、定期モニタリングを行う。

- ・ 事業者は、毎月業務終了後、7日以内に、業務報告書を市に提出する。
- ・ 市は、業務報告書の確認等の定期モニタリングを行う。

随時モニタリング

市は、必要と認めるとき、随時モニタリングを実施する。

年次報告書の提出

事業者は、事業年度毎に、毎月の業務報告書を元に作成した年次報告書を作成し、事業年度終了後、7日以内に市に提出する。

2 要求水準を満たしていない場合の措置

モニタリングの結果、維持管理・運営が要求水準を満たしていないと判断した場合、市は事業者に対して通知を行い、速やかな対応を求める。

その後、事業者の対応等により減額の対象となりうる事項であると市が判断した場合、市は事業者に対して是正勧告を行うと共に、双方協議の上、その対応策および是正期間を定める。

事業者は定められた是正期間内に適切に対応を行うこととし、適切に対応がなされた場合、減額ポイ

ントは発生しない。定めた期間内に適切に対応がなされない場合は、減額ポイントが発生する。

当該支払期間に発生した減額ポイントを累積し、16ポイント以上になった場合、固定維持管理費＋運営費の減額措置を講じる。

事業期間を通じ、3回の減額措置を経た後、更に減額ポイントの発生があった場合、市は事業者と協議の上、維持管理・運営を行う企業を変更させることがある。なお、支払対象期間の途中で維持管理・運営を行う企業を変更しても、期間中の減額ポイントが減額が行われる基準に達した場合には、この期間も減額措置を行う。

維持管理・運営を行う企業の変更後も対象業務の改善が認められず、変更後の維持管理・運営を行う企業に対しても減額措置が行われる場合、又は維持管理・運営を行う企業の変更に応じない場合は、市は6ヶ月以内に契約を解除することができる。なお、対価の支払対象期間のうち、維持管理・運営を行う企業が変更した後の期間のみで減額が行われる基準に達した場合も、当然に解除することができる。

3 減額の方法

(1) 減額の対象となる事態

減額の対象となりうる事態とは、以下に示す 又は の状態と同等の事態をいう。

本件施設の利用可能性が確保されておらず、市及び施設利用者が施設を利用する上で、明らかに重大な支障がある場合

- ・ 事業者が故意に業務を放棄した場合
- ・ 事業者が故意に市との連絡を行わない場合
- ・ 事業者が市からの指示・指導に従わない場合
- ・ 市に虚偽の報告を行った場合
- ・ 施設の全部又は一部が利用できない場合
- ・ 故障等、要求水準に示す機能を果たさない状態を放置した場合
- ・ 不衛生状態を放置した場合
- ・ 安全措置等の不備により人身事故が発生した場合

本件施設の利用可能性は確保されているが、市及び施設利用者が施設を利用する上で明らかに利便性を欠く場合

- ・ 業務への怠慢、未実施
- ・ 利用者等への対応不備
- ・ 業務報告の不備
- ・ 関係者への連絡不備

(2) 減額ポイント

減額ポイントは以下のとおりとする。

市は、定期モニタリング及び随時モニタリングを経て、対象業務に対応する当月の減額ポイントを確認する。

事 態	減額ポイント
本件施設の利用可能性が確保されておらず、市及び施設利用者が施設を利用する上で、明らかに重大な支障がある場合	各項目につき10ポイント
本件施設の利用可能性は確保されているが、市及び施設利用者が施設を利用する上で明らかに利便性を欠く場合	各項目につき1ポイント

(3) 減額ポイントを加算しない場合

減額の対象となりうる事態であったとしても、以下の 又は に該当する場合には減額ポイントを加算しない。

やむを得ない事由により減額の対象となりうる事態が生じた場合で、かつ事前に市に連絡があった場合。

明らかに事業者の責めに帰さない事由によって減額の対象となりうる事態が生じた場合

(4) 減額ポイントの支払額への反映

市は、モニタリング終了後、事業者へ減額ポイントを通知する。減額ポイントの通知は、事業者から提出された係る業務報告書を受理した日から7日以内に行う。また減額ポイントの合計値より下表に従って固定維持管理費 + 運営費の減額割合を定め、減額の必要がある場合には、当期の支払額を事業者へ通知する。当月の支払額の通知は、減額ポイントの通知と同時に進行。

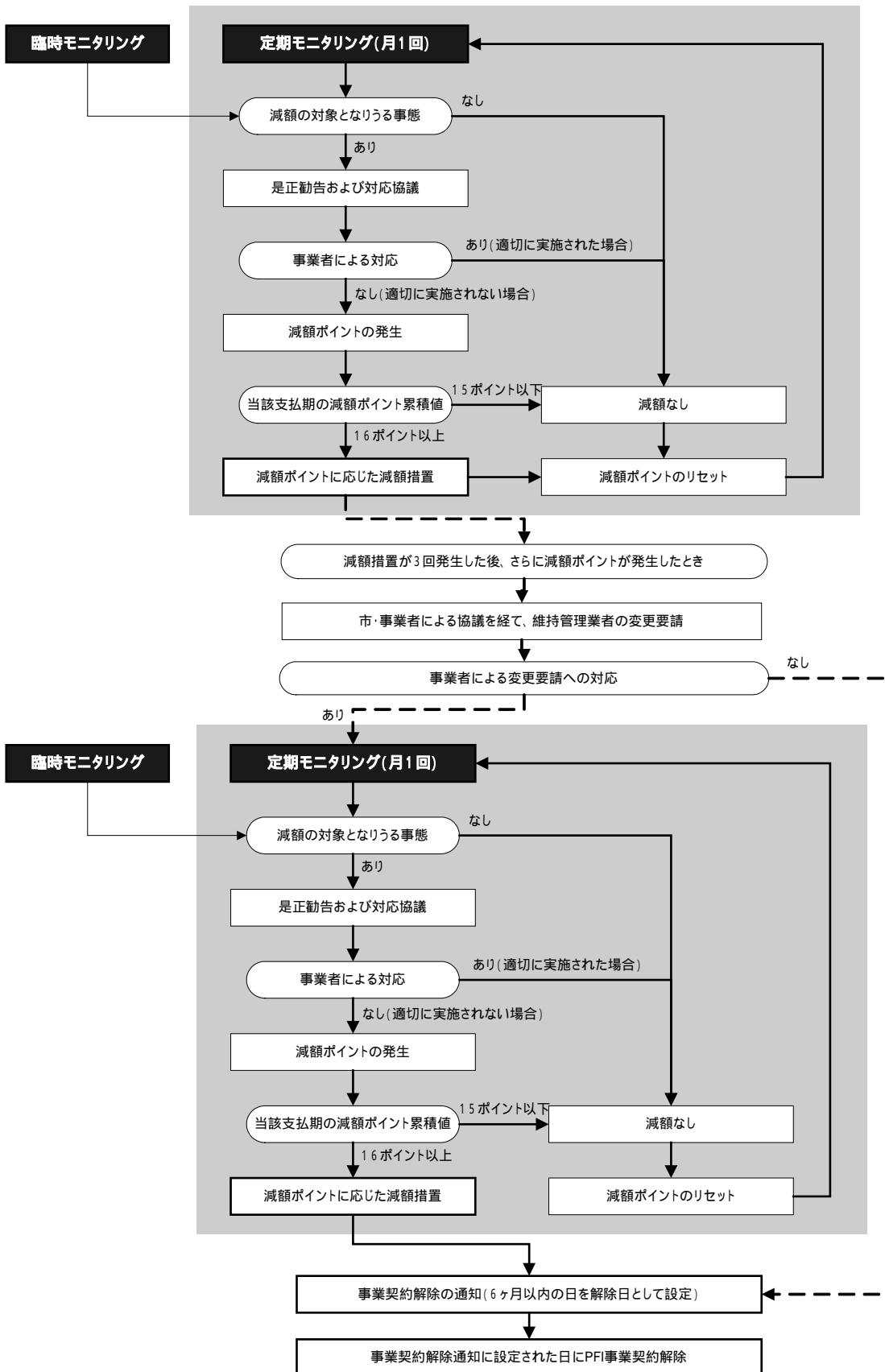
< 減額割合 >

3ヶ月の減額ポイント合計	固定維持管理費 + 運営費の減額割合 (X : 減額ポイント合計値)
50以上	100% (当該期分は支払わない)
31 ~ 49	3.5X - 75 (33.5% ~ 96.5% の減額)
16 ~ 30	2 X - 30 (2.0 ~ 30.0% 減額)
0 ~ 15	0 (減額無し)

(5) 減額ポイントの精算

支払期毎に累積された減額ポイントは、翌支払期には繰り越さない。ただし、是正勧告対応期限が翌期におよび、翌期に適切に実施されなかった場合、翌期分の減額ポイントに加算する。

< 固定維持管理費 + 運営費の減額及び契約終了の手の流れ >



別紙 11 法令変更による追加費用分担規定

	市負担割合	事業者負担割合
本件施設等整備事業に直接関係する法令の変更の場合	100%	0%
記載の法令以外の法令の変更の場合	0%	100%

なお、「本件施設整備事業に直接関係する法令」とは、特に本件施設及び本件施設と類似のサービスを提供する施設の維持管理・運営その他に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令を意味するものとし、これに該当しない法人税その他の税制変更及び事業者に対して一般に適用される法律の変更は含まれないものとする。